

建部町旭川水生生物環境保全事業補助金の経過的交付に関する要綱

岡農水第1350号

平成18年12月20日

(趣旨)

第1条 編入前の建部町旭川水生生物環境保全事業補助金交付要綱の規定に基づき交付されていた補助金を予算の範囲内において経過的に交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、旧建部町の区域内において行う、水質及び漁場環境の保全並びに水生生物の保護並びに水産業の振興等を目的として行う事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 旧建部町の区域に主たる事務所を置く、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定された法人等

(2) その他水産業振興上、特に市長が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない団体等

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付上決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない団体等

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一事業者に対し、原則として年度内に1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業実施に際し支出される経費のうち、補助金交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費の範囲内で、900千円を上限として、市長が定める額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付申請)

第9条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかとする。

(1) 市税を完納していることを証明できる書類

(2) 市税納付状況確認同意書(別記様式)

(軽微な変更)

第10条 規則第12条で規定する市長の定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%以内の増減が生じる変更をいう。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。